

技術名称：吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「ヤマトアスベスト撤去工法（除去工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

野村興産株式会社
代表取締役 藤原 悌
東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 3 号

1.2 技術の名称

吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術
「ヤマトアスベスト撤去工法（除去工法）」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付けアスベストの除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) アスベスト除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維数濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

提出された資料には事実に反する記載がないものとする。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数がおよそ 10 本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

作業員・管理者等に対して、アスベストに関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経緯

- (1) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、1993年9月17日付け審査証明第9302号で技術審査を完了した。
- (2) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、本技術に関する更新について1998年9月17日付けで技術審査を完了した
- (3) 2003年9月17日付けで依頼された本技術に関する更新（建築物等の保全技術・技術審査証明事業から建設技術審査証明事業への移行）について、2003年9月17日付けで技術審査を完了した。
- (4) 2008年7月16日付けで依頼された本技術に関する更新及び下記の変更について、技術審査を行い、2008年9月4日付けで技術審査を完了した。ただし、更新日は2008年9月17日として取り扱う。
 - ・施工実施地域の見直し
 - ・施工体制、責任体制及び教育体制表の内容の見直し
 - ・石綿障害予防規則の施行及び改正に伴う施工マニュアル該当箇所の見直し
 - ・施工マニュアル中の施工管理値等の従来単位系表記をSI単位系に変更
- (5) 本技術に関する更新及び下記の変更について、2013年5月22日付けで技術審査を完了した。ただし、更新日は2013年9月17日として取り扱う。
 - ・石綿障害予防規則の改正等に伴う施工マニュアルの見直し
 - ・繊維数濃度測定計画の一部変更 など
- (6) 2014年7月25日付けで依頼された本技術に関する下記の軽微な変更について2014年8月4日付けで確認を行った。
 - ・代表取締役の変更（富田寛から藤原悌に変更）